

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省製造産業局素材産業課）

項 目 名	原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）		
税 目	揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税		
要 望 の 内 容	現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。 課税環境の国際的なイコールフットINGを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税とする。 ①石油化学製品製造用揮発油の免税等 ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等 （租税特別措置法第 89 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条～第 47 条の 6、租税特別措置法施行規則第 38 条～第 38 条の 4） ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ・移出に係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 89 条の 3、租税特別措置法施行令第 47 条の 7～第 47 条の 9、租税特別措置法施行規則第 39 条） ・引取りに係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 89 条の 4、租税特別措置法第 47 条の 10） ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 90 条、租税特別措置法施行令第 48 条～第 48 条の 3、租税特別措置法施行規則第 39 条、第 39 条の 2） ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 90 条の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 4） ③引取りに係る石油製品等の免税 ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第 90 条の 4、租税特別措置法施行令第 48 条の 9） ④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第 90 条の 4 の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 10） ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 5、租税特別措置法施行令第 49 条、租税特別措置法施行規則第 39 条の 6） ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 6 の 2、租税特別措置法施行令第 50 条の 2、租税特別措置法施行規則第 39 条の 7～9）		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		- 百万円 （▲3,014,012 百万円） （ - 百万円）

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。なお、令和 8 年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和 8 年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

4 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。

仮に、現行の揮発油税（28,700 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 1.3 兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる（プラスチック製品製造業で約 1 万 3 千事業所）。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（28,700 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 15 億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品 94.1%、接着剤 76.0%、塗料 82.7%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 573 億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとおり追加負担が生じることになる。

また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。

○鉄鋼

		仮に課税された場合、粗鋼１トン当たり約 1,030 円、全体で約 621 億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて約 21 万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○コークス 仮に課税された場合、コークス１トン当たり約 1,800 円、全体で約 50 億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約 90%）、関連産業を含めて、約 6,000 人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○セメント 仮に課税された場合、セメント１トン当たり約 90 円、全体で約 37 億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて 1.3 万人の雇用にも影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約 1 割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。 ⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 381 億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。 なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。 ⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 88 億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。 なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットイングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置
		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。
		政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされ易い。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。

有効性	要望の措置の適用見込み	令和８年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。 <table><tr><td></td><td>適用事業者数</td></tr><tr><td>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</td><td>エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社 ナフサ製造者 9 社</td></tr><tr><td>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</td><td>ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社</td></tr><tr><td>③引取りに係る石油製品等の免税</td><td>エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社</td></tr><tr><td>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</td><td>鉄鋼製造企業 10 社 コークス製造企業 8 社 セメント製造企業 9 社</td></tr><tr><td>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</td><td>国産ナフサ等製造企業 7 社</td></tr><tr><td>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</td><td>石油アスファルト等製造企業 7 社</td></tr></table> ※経済産業省（①②③④）、石油連盟（⑤⑥）調べ		適用事業者数	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社 ナフサ製造者 9 社	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社	③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 10 社 コークス製造企業 8 社 セメント製造企業 9 社	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 7 社
		適用事業者数														
	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社 ナフサ製造者 9 社														
②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社															
③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社															
④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 10 社 コークス製造企業 8 社 セメント製造企業 9 社															
⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社															
⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 7 社															
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。 また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフットィングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。														
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	無し														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														

		要望の措置 の 妥 当 性	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットィングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。																																																																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	① 石油化学製品製造用揮発油の免税等	<table><tr><td></td><td>適用件数 (件)</td><td>適用数量 (千 KL)</td><td>免税額 (億円)</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>820</td><td>55,017</td><td>29,599</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>787</td><td>54,339</td><td>29,234</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>737</td><td>49,954</td><td>26,875</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>781</td><td>46,604</td><td>25,073</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>768</td><td>50,299</td><td>27,061</td></tr></table> ※令和 4～6 年度は国税庁統計年報から経済産業省試算、令和 7 年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和 8 年度は経済産業省試算		適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)	令和 4 年度	820	55,017	29,599	令和 5 年度	787	54,339	29,234	令和 6 年度	737	49,954	26,875	令和 7 年度	781	46,604	25,073	令和 8 年度	768	50,299	27,061																																																												
			適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)																																																																																		
		令和 4 年度	820	55,017	29,599																																																																																		
		令和 5 年度	787	54,339	29,234																																																																																		
		令和 6 年度	737	49,954	26,875																																																																																		
		令和 7 年度	781	46,604	25,073																																																																																		
		令和 8 年度	768	50,299	27,061																																																																																		
		② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	○免税額（百万円） <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>250</td><td>250</td><td>242</td><td>248</td><td>132</td></tr><tr><td>塗料</td><td>1,777</td><td>1,764</td><td>1,618</td><td>1,720</td><td>907</td></tr><tr><td>印刷用インキ</td><td>85</td><td>83</td><td>87</td><td>85</td><td>45</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>91</td><td>44</td><td>41</td><td>59</td><td>26</td></tr><tr><td>その他</td><td>865</td><td>870</td><td>720</td><td>818</td><td>428</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,068</td><td>3,011</td><td>2,709</td><td>2,929</td><td>1,538</td></tr></table> ○適用数量（KL） <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>4,653</td><td>4,648</td><td>4,507</td><td>4,603</td><td>4,586</td></tr><tr><td>塗料</td><td>33,035</td><td>32,782</td><td>30,081</td><td>31,966</td><td>31,610</td></tr><tr><td>印刷用インキ</td><td>1,580</td><td>1,545</td><td>1,620</td><td>1,582</td><td>1,582</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>1,687</td><td>821</td><td>758</td><td>1,089</td><td>889</td></tr><tr><td>その他</td><td>16,073</td><td>16,170</td><td>13,385</td><td>15,209</td><td>14,921</td></tr><tr><td>合計</td><td>57,028</td><td>55,966</td><td>50,351</td><td>54,449</td><td>53,588</td></tr></table> ※令和 4～6 年度は国税庁統計年報、令和 7 年度は業界推計、令和 8 年度は経済産業省試算		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	ゴム	250	250	242	248	132	塗料	1,777	1,764	1,618	1,720	907	印刷用インキ	85	83	87	85	45	接着剤	91	44	41	59	26	その他	865	870	720	818	428	合計	3,068	3,011	2,709	2,929	1,538		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	ゴム	4,653	4,648	4,507	4,603	4,586	塗料	33,035	32,782	30,081	31,966	31,610	印刷用インキ	1,580	1,545	1,620	1,582	1,582	接着剤	1,687	821	758	1,089	889	その他	16,073	16,170	13,385	15,209	14,921	合計	57,028	55,966	50,351	54,449	53,588
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度																																																																																
		ゴム	250	250	242	248	132																																																																																
塗料	1,777	1,764	1,618	1,720	907																																																																																		
印刷用インキ	85	83	87	85	45																																																																																		
接着剤	91	44	41	59	26																																																																																		
その他	865	870	720	818	428																																																																																		
合計	3,068	3,011	2,709	2,929	1,538																																																																																		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度																																																																																		
ゴム	4,653	4,648	4,507	4,603	4,586																																																																																		
塗料	33,035	32,782	30,081	31,966	31,610																																																																																		
印刷用インキ	1,580	1,545	1,620	1,582	1,582																																																																																		
接着剤	1,687	821	758	1,089	889																																																																																		
その他	16,073	16,170	13,385	15,209	14,921																																																																																		
合計	57,028	55,966	50,351	54,449	53,588																																																																																		
③ 引取りに係る石油製品等の免税	<table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">適用者数 (社)</td><td colspan="2">適用数量</td><td rowspan="2">免税額 (億円)</td></tr><tr><td>ナフサ等 (千 KL)</td><td>LPG (千トン)</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>32</td><td>22,374</td><td>410</td><td>634</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>31</td><td>21,118</td><td>347</td><td>598</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>31</td><td>20,522</td><td>310</td><td>580</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>30</td><td>19,062</td><td>331</td><td>540</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>30</td><td>20,234</td><td>329</td><td>573</td></tr></table> ※令和 4～6 年度は国税庁統計年報、令和 7 年度は業界推計、令和 8 年度は経済産業省試算		適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)	ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)	令和 4 年度	32	22,374	410	634	令和 5 年度	31	21,118	347	598	令和 6 年度	31	20,522	310	580	令和 7 年度	30	19,062	331	540	令和 8 年度	30	20,234	329	573																																																						
	適用者数 (社)			適用数量			免税額 (億円)																																																																																
		ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)																																																																																				
令和 4 年度	32	22,374	410	634																																																																																			
令和 5 年度	31	21,118	347	598																																																																																			
令和 6 年度	31	20,522	310	580																																																																																			
令和 7 年度	30	19,062	331	540																																																																																			
令和 8 年度	30	20,234	329	573																																																																																			

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和4年度	10	47,435	650
令和5年度	10	47,006	644
令和6年度	10	44,632	611
令和7年度	10	43,448	595
令和8年度	10	45,306	621

（コークス）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和4年度	9	5,783	79
令和5年度	9	5,574	76
令和6年度	9	4,455	61
令和7年度	8	4,166	57
令和8年度	8	3,666	50

（セメント）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和4年度	12	3,845	53
令和5年度	13	3,444	47
令和6年度	11	2,860	39
令和7年度	10	2,904	40
令和8年度	9	2,689	37

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和8年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千KL)	還付額 (億円)
令和4年度	7	15,939	446
令和5年度	7	15,221	426
令和6年度	7	15,400	431
令和7年度	7	13,596	381
令和8年度	7	13,403	375

※石油連盟調べ

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千KL)	還付額 (億円)
令和3年度	8	3,651	102
令和4年度	7	4,547	127
令和5年度	7	3,623	101
令和6年度	7	3,616	101
令和7年度	7	3,143	88
令和8年度	7	2,916	82

※石油連盟調べ

		※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。 非課税化（本則恒久化）が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットINGが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。
これまでの要望経緯	①石油化学製品製造用揮発油の免税等 昭和 32 年度 創設 ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 昭和 32 年度 創設（揮発油） 昭和 59 年度 創設（みなし揮発油） ③引取りに係る石油製品等の免税 昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質 NGL）に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長	

	平成 16 年度 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設 平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年延長 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 平成元年度 創設 （石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設） 平成 2 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加） 平成 18 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置
	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 平成 9 年度 創設 平成 11 年度 以後 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置